

平成30年1月10日
第19回草津市景観審議会
資料2

《報告1》

書面会議の実施結果について

(景観影響調査に対する意見)

景観影響調査案件 ソフトバンク株式会社(木川町)

1 対象行為の場所

草津市木川町字老ヶ口1569番

（景観ゾーン：田園ゾーン
用途地域：市街化調整区域）

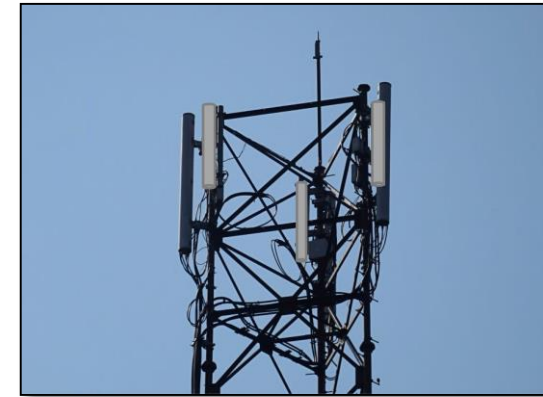


2 対象行為の種類

工作物の改築

(携帯電話基地局内のアンテナ取替)

※既存コンクリート柱は平成14年建柱



3 対象行為の規模等について

	【既存】		【改築後】
(1) 最後部の高さ	30.00m	⇒⇒	30.00m (変更なし)
(2) 対象行為場所の高さ	30.00m		
(3) 改築部分(アンテナ)長さ	1.306m	⇒⇒	1.405m (6本中3本取替)

アンテナ等工作物の景観形成基準について

田園ゾーンの景観形成基準

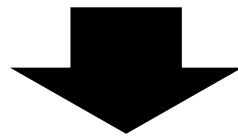
工作物の最高部の高さは13m以下とすること。ただし、次の①、②については、眺望景観に関する措置を講じ、景観影響調査を実施し、草津市景観審議会の意見を聴いて、やむを得ないと認められる場合は、これによらないことができるものとする。

①公共、公益上必要な場合

②現に有する機能を維持するため、既存の高さおよび容積の範囲内で行う、工作物の改築、増築および外観の変更を伴う修繕もしくは模様替、および色彩を変更する場合。

◆近景域における調査の結果、景観形成基準に適合しており周囲の景観と調和したものとなることと予測し、景観影響はないものと評価する。

⇒ 景観形成措置 … 特になし



当該行為による景観影響はないものと総合的に評価する

書面会議の結果について

書面会議の実施

- ①資料一式および書面表決書を委員に郵送(11月21日発送⇒回答期限11月30日)
- ②電話もしくはメールにて委員に通知
- ③期日内に委員15名全員からの返信があったため会議が開催されたものとし、委員全員が会議に出席したものとする。

書面会議の結果

表決	賛成	反対	判断保留	合計
票数	15	0	0	15

◆議事に関する意見

当該行為は、景観に大きな影響を及ぼさないと考えられる。



草津市景観計画上、支障なく当該行為を行えるものとする。